

○広島県警察国際犯罪捜査員の指名及び運用要領の制定について（例規通達）

平成5年8月25日

広刑総第376号警察本部長

改正 平成5年12月広総務第454号

平成18年4月広警務第784号

平成28年1月広総務第97号

令和4年3月10日

各部長・参事官

各所属長

当県における国際犯罪の増加に的確に対処するため、みだしの要領を別添のとおり定め、平成5年8月25日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

広島県警察国際犯罪捜査員の指名及び運用要領

1 趣旨

この要領は、広島県警察国際犯罪捜査員（以下「国際犯罪捜査員」という。）の指名及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 任務

国際犯罪捜査員は、外国人が被疑者である犯罪、国民の国外犯その他外国人又は外国が関係する犯罪（以下これらを「国際犯罪」という。）の捜査に当たるとともに当該捜査の適正を期することを任務とする。

3 指名

- (1) 国際犯罪捜査員は、刑事部組織犯罪対策第一課長（以下「組織犯罪対策第一課長」という。）が所属長と協議して選考した警察官のうちから、警察本部長（以下「本部長」という。）が指名する。
- (2) 国際犯罪捜査員の指名に当たっては、別記様式第1号による広島県警察国際犯罪捜査員指名書を交付するものとする。
- (3) 国際犯罪捜査員の指名の期間は、おおむね3年とし、指名の継続に当たっては、組織犯罪対策第一課長及び所属長が協議することとする。

4 運用

(1) 原則

警察署長は、国際犯罪の捜査について必要と認めるときは、当該警察署の国際犯罪捜

査員に捜査に当たらせるものとする。

(2) 派遣要請

ア 警察署長は、国際犯罪の捜査について他の所属の国際犯罪捜査員の派遣を必要と認めるときは、当該事件の本部主管課長と協議の上、別記様式第2号による広島県警察国際犯罪捜査員派遣要請書により、組織犯罪対策第一課長を経由して本部長に派遣を要請するものとする。

イ 組織犯罪対策第一課長は、アの派遣要請があった場合には、適任者を選考の上、派遣元所属長との協議・調整に当たるものとする。

(3) 派遣

国際犯罪捜査員の派遣の期間は、継続して2週間を超えないものとする。ただし、必要があるときは、(2)の手続に準じてその期間を延長することができる。

(4) その他

所属長は、当該所属の地域警察官を1月以上の期間継続して国際犯罪捜査員として捜査に従事させる場合は、広島県警察の地域警察運営に関する訓令（平成5年広島県警察本部訓令第13号）第7条第3項の規定により本部長の承認を受けなければならない。

5 指名の解除

(1) 所属長は、当該所属の国際犯罪捜査員について、昇任等によりその指名の解除を必要と認めるときは、組織犯罪対策第一課長を経由して本部長に指名の解除を上申するものとする。

(2) 国際犯罪捜査員の指名の解除に当たっては、別記様式第3号による広島県警察国際犯罪捜査員指名解除書を交付するものとする。

6 教養、研修等

(1) 組織犯罪対策第一課長は、国際犯罪捜査員の国際犯罪捜査力向上のため、計画的に教養及び研修を実施しなければならない。

(2) 所属長は、警察庁、警察本部等が主催する教養、研修等に国際犯罪捜査員を積極的に参加させ、実務能力の維持向上に努めなければならない。

7 その他

この要領に定めるもののほか、国際犯罪捜査員の指名及び運用に関する細目的事項は、組織犯罪対策第一課長が定める。

(別記)

様式第1号(3関係)

広島県警察国際犯罪捜査員指名書

所 属

階 級

氏 名

広島県警察国際犯罪捜査員に指名する。

年 月 日

広 島 県 警 察 本 部 長

印

様式第2号(4関係)

本部長	刑事部長	課長	次席	課長補佐	課員

年 月 日

警察本部長様

警察署長
(課名)

広島県警察国際犯罪捜査員派遣要請書

事 案 名					
派 遣 要 請 期	自： 年 月 日				
	至： 年 月 日	(日間)			
捜 査 用 務	取調べ、事情聴取、立会、実況見分、事件捜査 その他 ()				
被 疑 者	氏名			国籍	
	生年月日	年 月 日	日生 (歳)	男・女	
使用外国語			日本語の理解程度		
事 案 の 概 要					
派 遣 必 要 人 員	名				
派 遣 指 定 員	所属 (係)				
	階 級				
	氏 名				
備 考	(通訳者の有・無等)				

注 派遣指定員の欄は、派遣される者について特に希望がある場合に記載すること。

様式第3号(5関係)

広島県警察国際犯罪捜査員指名解除書

所 属

階 級

氏 名

広島県警察国際犯罪捜査員の指名を解除する。

年 月 日

広島県警察本部長 印

別記様式第1号（3関係）

様式第2号（4関係）

様式第3号（5関係）